

つた。さてこの地志の體裁はこゝに述べたやうにまづ州について記し、ついでその管下の縣に及んだものであること明らかであるから、この殘卷の首部に壽昌縣の記事を有することから考へると、その前に接する殘缺の部に敦煌縣の記事を有し、更にその前に於て沙州の記事を有して居つたであらうこと殆んど疑ふべき餘地はない。第八行の石城鎮以下第二十八行終に至るまでは、舊の樓蘭即ち鄯善國の領域中に含まれた地域に關するものであるが、これが沙州管下の縣に續いて記されて居ることは、下に述べるやうに全く唐代の他の地志に於て認め得られない特異の點である。この書が特にこゝにこの記事を載せたのは、第十二行から第十三行にかけての夾注に記してあるやうに、石城鎮の地が上元二年に沙州に隸することになつたが爲に外ならぬと思はれる。第二十八行終に至るまでの間に記されて居るその他の諸城については、特にそれが沙州に隸したことを記してはゐないが、然もその大部は石城鎮と共に當時康國人即ちソグド人の康艷典の築いたところだと記してあるから、既に石城鎮が沙州に隸することになつたといふからには、これらの諸城も同じ關係にあつたと見て然るべきであらう。さればこそこの記事を沙州管下の壽昌縣の末に記したのであつて、一方にはこの二十一行がこゝに記された理由を知り得ると共に、他方には殘卷の前に必ず沙州の記事の存したことを確認し得る根據ともなる譯である。

篇末第八十行から第八十四行までの記事は全篇の體裁を紊すものともいふべき程統一を缺いて居る。或は單に篇末に附記したものに過ぎないであらうか。

以上述べた理由に由つて余はこの殘卷に對してかりに篇首に題したやうに沙州伊州地志の名を與へた。尤もこの書がこの兩州だけの地志の殘卷であるとは固より斷じ得るところではないが、然もまた殘卷に見えるところだけで